

# 福岡県公報

平成二十七年八月四日  
第三千七百十六号  
増刊 ①

## 目次

### 規 則 (第五十一号)

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部  
を改正する規則

(医療保険課) …………… 一

## 規 則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正する規則を  
制定し、ここに公布する。

平成二十七年八月四日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十一号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則の一部を改正  
する規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則（平成十八年福岡県規則  
第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号及び同条第五項中「第七十二条の三第一項」の下に「及び法第七  
十二条の四第一項」を加える。

第三条第一号ハを次のように改める。

ハ 削除

附則第九項第二号備考 1 中「附則第十九条」を「第十二条」に改め、同号備考 2 中「  
附則第十六条の二」を「第七条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年年度分の福岡県国民健康保険調整交付

金から適用する。